大和市議会前副市長辞職等に関する調査特別委員会アドバイザー取扱要領

(趣旨)

- 第1条 この要領は、本市議会前副市長辞職等に関する調査特別委員会(以下「委員会」という。)の所管事項に係る法的事項等への助言を求めるためのアドバイザーの委員会等出席及び法的な事項の相談について、必要な事項を定めるものとする。 (アドバイザー)
- 第2条 本市議会は、前条に規定する委員会等出席、法的な事項の相談業務に当たらせるため、委員会にアドバイザーを置く。
- 2 前項のアドバイザーは、弁護士に依頼する。

(委員会等出席)

- 第3条 前条の規定により依頼を受けた弁護士は、委員会への出席を認めるものとする。
- 2 前項の規定による弁護士の委員会への出席は、委員会の都度、委員会の委員長(以下「委員長」という。)が議長と協議の上、決定する。
- 3 前2項の規定により、弁護士が委員会に出席する場合は、委員長の補助者として 出席し、必要に応じ、委員長に専門的な立場から助言を行うものとする。
- 4 前3項の規定による委員会への出席のほか、委員長は議長と協議の上、前条の規定により依頼を受けた弁護士に、委員会の所管事項に係る協議の場への出席を依頼し、専門的な立場からの助言を受けるものとする。

(法的な事項の相談)

第4条 前条の規定による助言を受けるほか、委員長は議長と協議の上、必要に応じ、 第2条の規定により依頼を受けた弁護士と、委員会の所管事項に係る法的な事項の 相談を行うものとする。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年11月15日から施行する。

(有効期限)

2 この要領は、本市議会前副市長辞職等に関する調査特別委員会が廃止された日に、 その効力を失う。